

# 愛・地球博 シンボルマーク・マスコットキャラクターご使用案内

使用区分		定義		使用条件	
				シンボルマーク	マスコットキャラクター
A	<b>商品</b> (販売を目的とするもの)	商品またはそのパッケージ等に使用する形態。 (サンプル、リース・レンタル、その他商品に準ずるもの。また協会が商品と見なす物も含む。)		<b>有償</b>	
B	<b>景品</b> (販売を目的としないもの)	景品またはそのパッケージ等に使用する形態。 (PR・宣伝・販売促進のためのノベルティ、プレミアム等。)		<b>原則有償</b>	
C	<b>広告</b>	<b>応用パターン</b>	<b>使用対象</b> 【社内】 社員証、社員手帳、社内報、什器、備品 【社外】 名刺、封筒、包装紙、キャリーバッグ、梱包箱、業務用車、会社案内、HP、屋外看板、懸垂幕、ディスプレイ、POP、DM、チラシ、ポスター 【広告媒体】 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌	『応用表示』 『基本表示』以外を使用する形態。	<b>原則有償</b>
		<b>基本パターン</b>	『基本表示』 シンボルマーク 新ロゴタイプ 愛称ロゴタイプ 愛称ロゴタイプとマスコットキャラクターの組み合わせを使用する形態。	<b>無償</b>	

有償使用の承認については、2002年7月中旬以降の予定です。